

確認検査業務手数料規程

A I 確認検査センター株式会社

平成 26 年 4 月 4 日制定

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、AI 確認検査センター株式会社（以下 AI という。）が別に定める「確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に基づき、AI が実施する確認検査の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 規程第17条（第24条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の3による確認の特例建築物：別表1の1に掲げるとおり
 - (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外：別表1の2に掲げるとおり
 - (3) 主要な用途が住宅で第1号及び前号以外の建築物：別表1の3に掲げるとおり
 - (4) 主要な用途が住宅以外の建築物：別表1の4に掲げるとおり
- 2 構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を要する建築物を含む場合においては、建設地の属する都道府県毎に知事が定める判定手数料額又は知事の指定を受けた判定機関の定める判定手数料額（2以上の判定機関がある場合にはその最高額）に壱万円を加えた額を判定に係る経費として前項の規定による額に加算する。判定を要する建築物については、部分的に接続して応力を分担する構造の場合を除き、2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物として適用する。
- 3 確認申請に係わる建築計画において、避難安全検証法等別表2の3に掲げる設計方法による場合の手数料額は、同表に掲げる額（直前の確認をAIから受けている計画変更申請の場合は（）内の額）を第1項の規定による手数料の額に付加した額とする。
- 4 第1項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次3号に掲げる場合及び移転の場合を除く。）：
当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をAI以外の者から受けている場合：
当該計画の変更に係る部分の床面積
 - (3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をAIから受けている場合：
当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）なお、構造に関する変更が伴わない場合は、当該手数料も二分の一の額とする。
 - (4) 建築物を増築又は移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）：
当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積と、同一棟の申請以外の延べ床面積の二分の一の合計床面積とする。
 - (5) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築又は移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替又はその用途を変更する場合：
当該計画の変更に係る部分の二分の一の床面積とする。なお、構造に関する変更が伴わない場合は、当該手数料も二分の一の額とする。
- 5 第3項の規定により適用する別表2の3の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の部分の床面積（対象床面積）の合計について適用する。ただし、前項第3号に該当する場合で、別表2の3に掲げる設計方法に係る建築物の部分において変更がないものであるときは、第3項の規定の適用から除外する。

（追加手数料）

第3条 確認申請手数料に加算する追加手数料については、別表2の1から同表2の3に掲げるとおりとする。

（建築設備等に関する確認の申請手数料）

第4条 建築設備等に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる種別区分に応じ、別表3の1に掲げるとおりとする。この場合、直前の確認済証をAIから受けていない計画変更確認申請は新たに設置するものの確認として同表を適用する。また、AIが確認審査中であった計画を取り下げて概ね同一（構造方法を変更するものを除く。）の計画を再申請し建築設備等を設置する場合は、これを計画変更として同表を適用する。

- (1) エレベーター（次条第2項の規定により準用する観光乗用エレベーター等を含み、4人乗り以上のもの）

- (2) ホームエレベーター（3人乗り以下のエレベーターを含む。）
 - (3) 小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）
- 2 法第87条の2第1項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、別に定める。
- （工作物に関する確認の申請手数料）
- 第5条 工作物で令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。）に規定する工作物（以下「指定工作物等」という。）に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、別表3の2に掲げるとおりとする。なお、AIが確認審査中であった工作物の計画を取り下げて概ね同一（構造方法を変更するものを除く。）の計画を再申請し工作物を築造する場合は、これを計画変更として同表を適用する。
- 2 令第138条第2項第1号に規定する工作物（以下「観光用乗用エレベーター等」という。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、前条第1項に規定する建築設備に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとする。
 - 3 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物である遊戯施設（以下「遊戯施設」という。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表3の3に掲げるとおりとする。
 - 4 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第2条の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて準用する。この場合において、別表1の4に掲げるとおりとする。
- （建築物に関する中間検査の申請手数料）
- 第6条 規程第26条に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の3による確認の特例建築物：別表1の1に掲げるとおり
 - (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外：別表1の2に掲げるとおり
 - (3) 主要な用途が住宅で第1号及び前号以外の建築物：別表1の3に掲げるとおり
 - (4) 主要な用途が住宅以外の建築物：別表1の4に掲げるとおり
- （建築物に関する完了検査の申請手数料）
- 第7条 規程第32条に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の3による確認の特例建築物：別表1の1に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外：別表1の2に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住宅で第1号及び前号以外の建築物：別表1の3に掲げるとおり
- (4) 主要な用途が住宅以外の建築物：別表1の4に掲げるとおり
(建築設備等に関する完了検査の申請手数料)

第8条 建築設備等に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、第4条第1項の規定における各号に掲げる種別区分に応じ、別表3の1に掲げるとおりとする。この場合において、一台につき停止階床数20を超えるエレベーターについては、停止階床数20を超える20停止階床数ごとに該当手数料の50%を加算する。また、直前の確認済証をAIから受けていない計画変更確認申請は、新たに設置するものの確認として同表を適用し、AIが確認審査中であつた計画を取り下げて概ね同一（構造方法を変更するものを除く。）の計画を再申請し、建築設備等を設置する場合は、これを計画変更として、同表を適用する。

- 2 完了検査において、追加説明書の提出があつた場合は、「計画変更申請手数料」を「追加説明書審査手数料」と読み替えて適用する。
- 3 法第87条の2第1項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別に定める。
(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第9条 指定工作物等に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表3の2に掲げるとおりとする。

- 2 遊戯施設に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表3の3に掲げるとおりとする。
- 3 令第138条第3項第2号に掲げる工作物である自動車車庫に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、第9条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1の4において「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えて同表を適用する。
- 4 完了検査において、追加説明書の提出があつた場合は、「計画変更申請手数料」を「追加説明書審査手数料」と読み替えて適用する。
(検査に係る出張費及び交通費)

第10条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、別表4の1に掲げる額を加算するものとする。

(手数料の減額)

第11条 AIは、類似する建築物の確認検査の業務が効率的に実施できる場合、又は地域の実情等により必要と認められる場合については、第2条から第11条に定める手数料の額について、別に手数料を定めることができるものとする。

(判定手数料額の返戻)

第12条 AIの審査により不都合が見つかり、判定の依頼ができなくなった場合は、判定手数料から事務手数料を差し引いた金額を返戻するものとする。

(その他の手数料)

第13条 その他の手数料については、別表4の2に掲げるとおりとする。

(記載のない事項)

第14条 その他、この手数料規程に記載のない事項に関しては、必要に応じ別途定めるものとする。

附 則

この規程は平成26年4月4日より施行する。

平成26年4月4日制定

1 一戸建ての住宅（法第6条の3による確認の特例建築物） 申請手数料

(第2条第1項第1号、第6条第1項第1号、第7条第1項第1号関係) (単位:円)

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	-	100	m ² 以内	18,000	22,000	24,000
100	m ² を超え	200	m ² 以内	28,000	30,000	32,000
200	m ² を超え	300	m ² 以内	38,000	40,000	44,000
300	m ² を超え	500	m ² 以内	48,000	48,000	54,000

2 一戸建ての住宅(上記以外) 申請手数料

(第2条第1項第2号、第6条第1項第2号、第7条第1項第2号関係) (単位:円)

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	-	100	m ² 以内	20,000	22,000	24,000
100	m ² を超え	200	m ² 以内	28,000	30,000	32,000
200	m ² を超え	300	m ² 以内	38,000	40,000	48,000
300	m ² を超え	500	m ² 以内	50,000	60,000	68,000
500	m ² を超え	1,000	m ² 以内	100,000	100,000	120,000

3 住宅系(共同住宅、長屋等) 申請手数料

(第2条第1項第3号、第6条第1項第3号、第7条第1項第3号関係) (単位:円)

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	-	100	m ² 以内	30,000	30,000	32,000
100	m ² を超え	200	m ² 以内	40,000	40,000	44,000
200	m ² を超え	300	m ² 以内	48,000	48,000	54,000
300	m ² を超え	500	m ² 以内	62,000	66,000	72,000
500	m ² を超え	1,000	m ² 以内	120,000	110,000	120,000
1,000	m ² を超え	2,000	m ² 以内	200,000	150,000	160,000
2,000	m ² を超え	3,000	m ² 以内	300,000	220,000	200,000
3,000	m ² を超え	5,000	m ² 以内	400,000	240,000	250,000
5,000	m ² を超え	7,000	m ² 以内	500,000	260,000	300,000
7,000	m ² を超え	10,000	m ² 以内	550,000	280,000	350,000
10,000	m ² を超え	15,000	m ² 以内	600,000	300,000	400,000
15,000	m ² を超え	20,000	m ² 以内	650,000	350,000	450,000
20,000	m ² を超え	50,000	m ² 以内	750,000	400,000	500,000
50,000	m ² を超え	100,000	m ² 以内	1,150,000	650,000	650,000
100,000	m ² を超え	200,000	m ² 以内	1,500,000	750,000	950,000
200,000	m ² を超える			2,000,000	1,200,000	1,400,000

4 住宅以外 申請手数料

(第2条第1項第4号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号関係) (単位:円)

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	-	100	m ² 以内	30,000	30,000	32,000
100	m ² を超え	200	m ² 以内	40,000	40,000	44,000
200	m ² を超え	300	m ² 以内	48,000	48,000	54,000
300	m ² を超え	500	m ² 以内	62,000	66,000	72,000
500	m ² を超え	1,000	m ² 以内	120,000	110,000	120,000
1,000	m ² を超え	2,000	m ² 以内	200,000	150,000	160,000
2,000	m ² を超え	3,000	m ² 以内	300,000	220,000	200,000
3,000	m ² を超え	5,000	m ² 以内	400,000	240,000	250,000
5,000	m ² を超え	7,000	m ² 以内	500,000	260,000	300,000
7,000	m ² を超え	10,000	m ² 以内	550,000	280,000	350,000
10,000	m ² を超え	15,000	m ² 以内	600,000	300,000	400,000
15,000	m ² を超え	20,000	m ² 以内	670,000	350,000	450,000
20,000	m ² を超え	50,000	m ² 以内	800,000	400,000	500,000
50,000	m ² を超え	100,000	m ² 以内	1,200,000	650,000	650,000
100,000	m ² を超え	200,000	m ² 以内	1,600,000	750,000	950,000
200,000	m ² を超える			2,000,000	1,200,000	1,400,000

※ 中間検査において、検査対象床面積の算定方法については、特定工程終了時において検査の対象となる建築物の部分の面積により算定するものとし、各特定行政庁が指定する算定方法によります。特に、基礎配筋時の検査においては、原則としてその部分の面積により算定されます。(工事の工程及び工区によって、建築基準法第7条の3第1号及び第2号の適用並びに検査対象面積について面積算定表等により事前の打ち合わせが必要となる場合があります。)

建築物に関する確認申請手数料付加分

(第3条関係)

1 天空率の審査を要する場合の追加手数料 (単位：円)

各区分ごと	5,000
-------	-------

2 構造計算(限界耐力計算を除く)の審査を要する場合の追加手数料 (単位：円)

対象床面積が200㎡以内の場合	10,000
対象床面積が200㎡を超え500㎡以内の場合	20,000

※構造適合判定を要する場合は上記の金額に別添1の追加手数料を加算します。

3 壁量計算・層間変形角の審査を要する場合の追加手数料 (単位：円)

	3,000
--	-------

4 第2条第3項に基く場合の追加手数料 (単位：円)

対象床面積の合計				手数料の額		
				適用方法		
				避難安全検証法	耐火・防火区画性能検証法	限界耐力計算法エネルギー法
0	-	2,000	㎡以内	30,000	30,000	30,000
				(15,000)	(15,000)	(15,000)
2,000	㎡を超え	10,000	㎡以内	60,000	60,000	60,000
				(30,000)	(30,000)	(50,000)
10,000	㎡を超え	50,000	㎡以内	80,000	80,000	80,000
				(40,000)	(40,000)	(40,000)
50,000	㎡を超える			160,000	160,000	160,000
				(80,000)	(80,000)	(110,000)

※ ただし、各事項に係る国土交通大臣の認定を受けたもの又はAIにおいて性能評価を受けたものについては、当該事項に係る適用を除外する。

1 設備確認等の申請手数料

(第4条第1項、第8条関係)

(単位:円)

建 築 設 備		
区 分	建築確認	完了検査
(1)小荷物専用昇降機	10,000 (5,000)	12,000
(2)上記以外の昇降機(型式)	15,000 (7,500)	15,000
(1)、(2)以外の昇降機	20,000 (10,000)	15,000

上記の表で()内は、計画変更の場合を示す。

2 工作物の申請手数料

(第5条、第9条関係)

(単位:円)

工 作 物		
区 分	建築確認	完了検査
広告塔	20,000 (10,000)	20,000
5m以下の擁壁	25,000	20,000
5mを超え10m以下の擁壁	40,000	40,000
10mを超える擁壁、プラント施設 防球ネットの支柱など	別途見積もり	別途見積もり

上記の表で()内は、計画変更の場合を示す。

3 遊戯施設の申請手数料

(第5条第3項、第9条第2項関係)

建築確認	別途見積もり
完了検査(直前の確認済証をAIから受けている場合)	別途見積もり
完了検査(直前の確認済証をAIから受けていない場合)	別途見積もり

別表4

確認検査業務手数料

平成 26年 4月 4日現在

1 検査に係る出張費及び交通費
(第10条関係)

(単位:円)

地 域		割増料金
地域区分		交 通 費
地域 : A	関東全域	0
地域 : B	他地域	実 費

※ 検査日程を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費実費相当額
(一泊 : 6,000円)

2 その他の手数料
(第13条関係)

(単位:円)

種 別	手 数 料
工事監理者・施工者届	1,000
建築主等変更届	1,000
設計者届	1,000
変更届	1,000
軽微な変更説明書	1,000
軽微な変更説明書 (構造計算等により部分的に検討等を要するもの)	3,000